

平成30年11月30日(金)午後4時00分～

大阪市従業員労働組合 会議室

環境施設組合総務課長以下、大阪市従業員労働組合書記長以下との小委員会交渉
議事録

(環境施設組合)

それでは、10月24日に申し入れを受けました「2018年賃金改定要求並びに期末
勤勉手当に関する申し入れ」について回答する。

当環境施設組合の勤務労働条件においては、これまでから申し上げているとお
り、大阪市に準拠した給与水準としていることから、平成30年度の給与改定等
についても、大阪市に準じた対応としてまいりたいと考えているところである。

大阪市については、市人事委員会の勧告どおり、月例給について公民格差453
円、0.11%に基づく給料表の改定を行うこととしており、当環境施設組合として
も大阪市に準拠し、給料表については、453円、0.11%を基準とし、民間の初任
給との間に差があること等を踏まえ、初任給を1,500円引上げ、さらに、主に40
歳未満の職員に対して適用される級及び号給について較差の範囲内での引上げを
平成30年4月1日に遡及して実施することとする。

具体の給料表については、別紙「給料表」のとおりとさせていただきます。

なお、これらに伴う差額支給は、12月17日の給与支給日とする。

再任用職員の給料月額改定は行わないこととする。また、経過措置を受けて
いる者の給与月額改定についても同様とする。

続きまして、期末勤勉手当についてあるが、これについても大阪市と同様に、
再雇用職員以外の職員については、年間で0.05月分を引き上げて4.45月分に改定
し、本年度については12月期の勤勉手当を0.05月分引上げ、来年度以降は6月
期及び12月期の勤勉手当を0.025月ずつ均等に引き上げることとし、来年度以降
の期末手当については、6月期と12月期で均等とすることとする。

再任用職員についても、年間で0.05月分を引き上げ、先ほど同様、本年度の引
き上げは12月期に行い、来年度以降は6月期及び12月期に均等に引き上げる。

期末勤勉手当の詳細については、再任用職員以外の職員は、期末手当を1.375

月とする。勤勉手当については原資を0.95月としたうえで、昨年度の人事考課における相対評価区分に応じ、第1から第3区分の者には0.95月プラス割増支給、第4区分の者には0.906月、第5区分の者には0.862月を支給する。

割増支給の配分については、原資月数と第4・第5区分の月数との差にかかる原資は第1・第2区分の者に2対1の割合で配分し、扶養手当にかかる原資は第1から第3区分の者に6対4対1の割合で配分する。

なお、人事評価基準日である3月31日の級と勤勉手当基準日である12月1日の級が異なる職員については、懲戒処分等があった場合を除き、第3区分の月数とする。

次に、再任用職員は、期末手当は0.8月とする。勤勉手当は原資を0.475月としたうえで、昨年度の人事考課における相対評価区分に応じ、第1・第2区分の者には0.475月プラス割増支給、第3区分の者には0.475月、第4区分の者には0.452月、第5区分の者には0.428月を支給する。

割増支給の配分については、原資月数と第4・第5区分の月数との差にかかる原資は第1・第2区分の者に2対1の割合で配分する。

支給日については、12月10日月曜日とする。

以上、当環境施設組合としての回答である。

(労働組合)

ただ今、2018年賃金改定要求のうち、給与改定及び年末一時金に関する回答が環境施設組合より示された。

この間、10月24日に行った第1回団体交渉の申し入れ以降、事務折衝において協議を行ってきた。

回答内容は、大阪市人事委員会勧告を踏まえた給与ならびに年末一時金の改定と認識する。

給料表は、公民格差相当分453円(0.11%)を2018年4月1日に遡及して引き上げ、期末・勤勉手当についても、年間4.45月として本年度の12月期より0.05月引き上げ、また、12月17日の給料支給日に差額支給を行うことも明らかにされた。

市従として、給与改定に関しては、引き上げ改定を行うことは当然のことと認識する。

しかしながら、環境施設組合が発足以降、都度の交渉でも申し上げてきたが、環境施設組合は大阪市から独立した別の組織であることから、勤務労働条件については、大阪市と同水準を確保することは当然のこと、組合員の勤務労働条件改善に向け、努力することを改めて求めておく。

そのうえで、2018年賃金確定要求のうち、本日示された回答を基本了解することとし、機関会議に諮ることとする。

(環境施設組合)

賃金確定要求においては、給与改定に関する項目以外にも、勤務労働条件にかかわる事項について多岐にわたって要求をいただいている。引き続き協議し、合意に向けて誠実に対応してまいりますので、そちらについても、よろしく願いします。

(労働組合)

本日の回答以外の要求項目についても、組合員の勤務労働条件にかかわる重要な事項であることから、引き続き、環境施設組合として誠意ある交渉・協議を行うことを求めておく。交渉日程等は、改めて調整したい。